

参考資料

1 用語解説

頁	用語	解説
あ行		
5-23	アーバンデザインセンター	公・民・学が連携し、費用や人材、施設等を出し合い、共同で運営し、まちづくりや地域課題に取り組むプラットフォームのこと。
1-16, 5-11 5-13	ICT	「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI（人工知能）、ビッグデータ、IoT（モノのインターネット）、クラウド等の技術のこと。また、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等の機器やソフトウェア、SNS（Social Networking Service）等のサービスも含める場合がある。
5-12	ITS	「Intelligent Transport Systems（高度道路交通システム）」の略。最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車両の情報をネットワークすることにより、安全運転の支援、交通管理の最適化、道路管理の効率化等を旨とする。道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。
5-8	空き住宅等	空家等に加え、期間に関わらず全体が使用されていない建物及び敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）や、集合住宅の空き室、空家等の除却に連動して発生する跡地のうち市が地域資源として利活用を図るもの。
5-7, 5-8	空家等	空家法で規定されている、常態的に（おおむね1年以上）全体が使用されていない建物及び敷地（立ち木その他の土地に定着するものを含む）のこと。
1-7	アクティブシニア	仕事や趣味など、積極的・意欲的に活動する高齢者のこと。
5-13	アダプト制度	地域住民・企業と行政が協働で進める清掃等を中心としたまちの美化活動等を行う制度。
1-15, 1-16 1-17, 1-20 4-5, 5-10 5-22, 6-3	EC	「Electronic Commerce」の略。インターネットを使って商品の売買や契約をする電子商取引のこと。
6-15	インキュベーション	インキュベーション（incubation）「孵化・卵をかえすこと」と訳される。新たなビジネスを始めようとしている人や企業に対し、不足する資源（人材、技術、資金、オフィスなど）を提供し、その成長を促進すること。
1-17, 1-18 4-5, 4-7 6-9, 6-14	ウォーカブル	道路や沿道建築物、公園などのまちなかを、居心地良く、ひと中心の空間にすることで、街に出かけたくなり、歩きたくなること。世界の多くの都市が車中心からひと中心の空間へと変化し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられていることなどを踏まえ、近年では国内でも「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指した取組みが進められている。
5-15, 5-16 5-20	雨水浸透施設等	雨水を地下へ浸透させることができる管・ます、舗装などの「雨水浸透施設」や、雨水を一時的に貯留して河川への流出を抑制したり、雨水を有効利用できる「雨水貯留施設」の他、「雨水浸透施設」と「雨水貯留施設」のどちらの機能も有する「雨水貯留浸透施設」のこと。
1-16, 1-21 3-8, 4-6	SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。平成27年の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動等、様々

頁	用語	解説
		な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための 17 の国際目標。
1-18, 1-21 3-4, 3-5 4-7, 5-2 5-22, 5-23 5-24, 6-15	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民や事業主、地権者等による主体的な取り組み。
1-21, 3-9 6-8, 6-15 6-20	延焼遮断帯	東京都が策定した防災都市づくり推進計画で示された、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を担う施設。主に、道路・河川・鉄道・公園等の都市施設とその沿道等の耐火建築物を組み合わせることにより構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路等の機能も担う。
1-17, 1-18 1-20, 1-21 2-14, 3-4 3-5, 3-6 3-7, 3-9 3-10, 4-5 4-6, 4-7 5-4, 5-5 5-6, 5-7 5-8, 5-10 5-13, 5-15 5-17, 5-20 5-22, 5-23 5-24, 6-5 6-6, 6-8 6-9, 6-13 6-14, 6-15 6-19, 6-20 6-21	オープンスペース	公園・広場・道路・農地等の建物の建っていない空間。開発事業等により生み出される歩道状空地や公開空地、広場等も含まれる。
か行		
6-7	外環道路	都市高速道路外郭環状線及び外郭環状の 2 の総称。
1-10, 5-10	概成道路	都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないが、ある程度の車線数を有する等、おおむね機能を満たしている道路。多摩地域においては現況幅員が 8 m 以上の道路。
5-15	開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項で定義される、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。
1-4, 1-13 1-20, 3-7 4-7, 5-5 5-9, 5-11 5-12, 5-14 5-15, 5-18 5-23, 6-8 6-11, 6-14 6-15, 6-20	開発事業	武蔵野市まちづくり条例第 33 条の大規模開発事業または第 40 条第 1 項の一般開発事業となるもので、「開発行為」だけでなく大規模な建築行為や中高層建築物の建築も含まれる。
1-3, 4-4 6-2, 6-3 6-8	界索性	新しいものと古いものが互いに良い関係で共存し、生活感あふれる雰囲気を感じさせる個性的な街並みで、地域が多種多様な人々によってにぎわい、活気のあるコミュニティを形成している状態のこと。
1-9, 3-5 3-7, 3-9 4-6, 5-12 5-14, 6-3 6-5, 6-7 6-11, 6-13	幹線道路	都市内の道路網を形成する基本的な道路であり、都市計画道路のうち自動車交通機能を担う道路や、都道、補助幹線道路などをいう。

頁	用語	解説
6-6	吉祥寺ミッドナイトパトロール	平成 25 年 2 月に市内で発生した事件後、夜間帯のパトロールの必要性が認められ、同年 4 月 1 日から始めた深夜帯のパトロール。パトロールは終電までの繁華街や人通りの少ない住宅街等を中心に行い、重大事件の発生を警戒している。
1-10, 4-6 5-3, 5-4 5-9, 5-13 5-20, 6-8 6-13, 6-15 6-17, 6-19 6-20	狭あい道路	幅員 4m 未満の狭い道路のことで、建築基準法第 42 条第 2 項等に指定されているもの。
1-4, 6-3	共同集配送システム(事業)	吉祥寺地域において各運送会社が個別に配送していた荷物を、本市が設置した共同集配送センターを活用して集約し、コラボデリバリー株式会社が各運送会社に代わってまとめて台車等で、地域内の各店舗に荷物を運ぶ仕組み。
1-3, 1-5 1-9, 1-20 5-3, 5-4 5-5, 5-14 5-23, 6-5 6-15	業務施設	事務所、官公庁施設その他これに類するもの。
1-21, 3-8 3-9, 4-6 4-7, 5-5 5-12, 5-19 6-5	緊急輸送道路	東京都が指定する、震災時の救急救命、消火活動、物資の輸送等を円滑に行うための道路。
5-13, 6-7 6-19, 6-20	区画道路	幹線道路のネットワークを補完する道路で、一定の幅員を持ち、宅地へのアクセス交通や地域的な交通処理を担う道路。
1-18, 3-9 4-6, 5-15 5-16, 5-18 5-20	グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりや地域づくりを進める取り組みや考え方。本市の取り組みとして、公園・街路・屋上等の緑化や、水循環・雨水流出抑制等のための貯留や浸透などがある。
4-5, 5-18	景観行政団体	景観法に基づき景観行政を推進する行政団体のこと。法定の景観行政団体は、都道府県、政令市、中核市。その他の市町村は、都道府県の同意により景観行政団体となることができる。景観行政団体になると、景観計画を定めることにより、法に基づく施策を実施できるようになる。
1-21, 5-2 5-18	景観まちづくり協定	武蔵野市まちづくり条例に基づき、良好な景観の形成を目的とするルールを協定として締結し（2 敷地以上の住民または土地所有者から可能）、市に登録できる制度。
1-21, 3-5 3-7, 4-7 5-2, 5-14 5-20, 5-23 5-24, 6-8 6-9, 6-10 6-15	公開空地	建築物の敷地内の空地又は開放空間のうち、歩道や広場状に整備され、日常一般に公開される部分。
6-10, 6-16	庚申塔	中国より伝来した道教に由来する庚申信仰に基づいて建てられた石塔。庚申塔は街道沿いに置かれることが多く、江戸時代初期から広く建てられるようになった。
5-2, 5-11 5-22, 6-5 6-7, 6-14 6-19	交通結節点	鉄道駅及び駅前広場やバスターミナル等、異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。

頁	用語	解説
1-18	公募設置管理制度 (Park-PFI)	平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、都市公園における公募設置管理制度で、売店などの公園施設を設置・管理する民間事業者を公募で選定する手続き。
1-15	小売吸引力指数	市民一人当たりの小売販売額を都民一人当たりの小売販売額で除したもの。指数が 1.00 以上の場合は、買物客を外部から引き付け、1.00 未満の場合は、外部に流出していると見ることができる。
5-16	合流式下水道改善施設	合流式下水道では、雨天時に大量の雨水が流れ込むと、下流の処理場の能力を超え、汚水混じりの雨水が河川に放流される。放流回数を減らすため、一時的に下水を貯留させる施設のこと。これにより、環境負荷の低減を図り、河川の水質向上や東京湾の水環境保全に貢献している。
3-9, 5-11	心のバリアフリー	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画では、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこととしている。
5-8	子育てサロン活動	地域福祉活動推進協議会が実施する、子育て世代が気軽に集まれる居場所をつくる活動。
5-8	コミセン親子ひろば事業	コミュニティセンターを会場として未就学児を子育て中の親子が自由に遊び、ちょっとした疑問や悩み、情報交換等おしゃべりしながら過ごせる自由来所型の子育てひろば(居場所)。
1-3	コミュニティ構想	武蔵野市第一期長期計画の策定時（昭和 46 年）に取りまとめられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。
1-3	コミュニティバス	民間バスではカバーしきれない交通の不便な地域の解消や、高齢者や子連れ家族等の移動支援などの目的で運行されるバスのこと。
5-8	collabono（こらぼの）コミセン親子ひろば	地域住民や子育て支援団体など、多様な主体により運営されているコミセン親子ひろば（武蔵野市共助による子育てひろば事業）。
2-14, 5-5	コワーキングスペース	それぞれ関連はない複数の利用者が、会議室、打ち合わせスペース、事務スペースなどを共有しながら仕事を行う施設。

さ行

2-14, 3-5 6-15	サテライトオフィス	企業本社から離れた場所に設置されるオフィスのこと。多様な働き方に対応するため従業員の居住地近くに設けられたり、顧客が集中する要所に設置されたりする。
5-4, 6-5	産業支援施設	SOHO、インキュベートオフィス、相談センターなどの起業支援施設、研究所、技術開発センター、情報センターなどの研究開発施設。
1-4, 5-4 6-13, 6-15	敷地面積の最低限度	ゆとりある住環境の保護、形成を図る観点から敷地の無秩序な細分化を防止するため、住居系の用途地域の全てにおいて、新たに建物の敷地を分割する際の敷地面積を制限するもので、敷地の細分化を防ぐことによって、日照、通風、防災等の環境の保全を図る。本市では、敷地面積の最低限度は、容積

頁	用語	解説
		率 80%以下の地域は 120 平方メートル、100%以上では 100 平方メートルとしている。
序-2, 序-3 1-5, 1-18 1-19, 1-20 1-21, 2-2 2-14, 3-3 3-4, 3-5 3-6, 3-7 3-8, 3-10 3-11, 3-12 4-7, 5-6 5-9, 5-13 5-15, 5-16 5-18, 5-21 5-22, 5-23 5-24, 6-8 6-13, 6-14 6-15, 7-2	事業者等	個人や法人の事業主のほか、大学や NPO などの団体のこと。
1-7, 1-17	私事目的	買い物、外食、観光、通院等の個人都合の目的のこと。
5-15	市民緑地認定制度	都市緑地法に基づき、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
1-8, 5-4 5-7	集合住宅	公団や公営住宅、アパート、マンション、寄宿舍、長屋などのこと。
5-8	住宅セーフティネット	住宅を確保することが困難な者に対して、その居住を支援する仕組み。
4-4	冗長性	最低限なものに加え、余分な部分があること。国土計画上では、自然災害等で機能不全につながらないよう、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化させることをいう。本プランにおいては、予測のできない未来に向けて予め備えておく余裕幅をいう。
1-16	人生 100 年時代	長寿命化により 100 歳まで人生が続くのが珍しくなくなる時代のこと。イギリスのリンダ・グラットンが長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT』で提言した言葉。
1-5, 1-18 5-7, 5-20	ストック	貯蔵、蓄積、在庫を意味する言葉で、住宅等の建物、道路や下水道等の都市施設といった既存の建物・施設そのもののことや総量を指す。
3-9, 5-15	スマート化	ICT の活用により生活をあらゆる面で合理的・効率的にすること。
1-12, 1-15 1-18, 5-5 5-14, 5-17 6-8, 6-14	生産緑地	都市計画法及び生産緑地法に基づき指定された農地で、指定により宅地並課税を免除されるが、農地として管理することが義務づけられる。
1-12, 5-14 5-15	生産緑地の買取申出	都市計画の告示から 30 年が経過した場合又は、営農者の死亡等に至った場合に、所有者が市町村長に対して買取申出をすることができる制度。
5-15, 6-20	生物多様性	全ての生物の間にある、豊かな個性とそのつながりのこと。生物多様性条約では「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルでの多様性があるとしている。平成 29 年に「武蔵野市生物多様性基本方針」を策定した。
5-8	世代間交流事業	境南小学校ふれあいサロンや高齢者パソコン教室により、高齢者と子どもたちの交流を通して、高齢者の知識と経験を子どもたちに伝え、相互理解を図る事業。

頁	用語	解説
1-3, 6-10	総合設計制度	一定規模以上の公開空地の確保や緑の創出が図られるなど、要件を満たす建築物について、計画を総合的に判断して市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率制限や道路斜線制限等の高さ制限を緩和することのできる制度。
1-21	ソフトアーバンイズム	マスタープランに基づく規制・誘導ではなく、アートやツーリズムなどのソフト事業から都市に展開を目指す手法。
た行		
5-8	地域子育て支援拠点施設	地域の身近な場所でいつでも、子育て中の親子の交流・育児相談等ができる施設。
1-21, 4-4 4-5, 4-6 5-2, 5-4 5-5, 5-6 6-6, 6-13 6-19	地区計画	一定の地区内で、よりよいまちをつくっていくため、地区の特性を生かしたきめ細かなルールを定める都市計画法に基づくまちづくりの手法。道路や公園の配置、建物の用途、高さ、壁面線の位置、色やデザインなどを定めることができる。
4-4, 4-5 5-10, 5-11 6-6, 6-7	地区内環状道路	本プランにおいては、駅周辺を取り囲む幹線道路のことで、駅周辺に目的のない自動車交通の迂回路として機能し、通過交通の流入を抑制する。
1-21, 5-2 5-6	地区まちづくり計画	武蔵野市まちづくり条例に基づき、地区の住民等により構成される協議会が地区（1,000 平方メートル以上の一団の土地）の特性を生かしたまちづくりを進めることを目的として作成した計画で、市が審査基準に基づき認定したもの。
5-4, 5-11 6-13	中間領域	公有地と民有地の中間の領域を指し、歩道等の公共空間と、沿道の店舗や公開空地、歩道状空地等の民有地が一体的な開かれた空間となっていること。
4-5, 5-10 5-11, 5-23 6-3, 6-6	駐車場の附置義務	一定の地区内で一定規模以上の建築物を新築等する場合に、設けることが義務付けられている駐車施設のこと。
5-9	辻広場	辻とは十字路を指し、辻広場とは十字路に設けられた隅切り状の公開空地のこと。
5-17	デジタルサイネージ	映像表示装置とデジタル技術を用いた広告媒体。屋外・店頭・公共施設等に、液晶ディスプレイやプロジェクターを設置して広告や各種案内を表示するもの。
3-5	デマンド型交通	路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関のことで、利用者の予約に応じて運行するという特徴があり、運行ダイヤや発着地設定の組み合わせにより多様な運行形態が可能になる。
1-16, 1-17 2-14, 3-7 4-6, 5-15 5-22, 5-23 6-15	テレワーク	ICT を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tele（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT をつかって仕事をする。働く場所で分けると、自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務がある。
1-18, 5-5	田園住居地域	都市計画法に基づく用途地域の一つで、農業の利便増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域。

頁	用語	解説
4-6, 5-11 5-16, 5-20	透水性舗装	雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。
5-13	道路協力団体制度	道路空間を利活用する民間団体を道路協力団体として指定し、道路協力団体と道路管理者が連携して道路の管理の一層の充実を図る目的で、平成 28 年度の道路法改正により創設された制度。
4-5, 5-11 5-12, 6-6	道路空間の再配分	道路を構成する車道や歩道等の幅員を見直すこと。例えば、自動車や歩行者の交通量に応じて、既存の車道幅員を狭め、歩道を拡幅することで歩行者のための空間に充てることなどが考えられる。
5-19, 6-15	特定緊急輸送道路	緊急輸送道路のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある、東京都条例により指定された道路。沿道の建築物のうち、旧耐震基準で建築され、高さ要件に該当するものは、耐震診断の実施・報告が義務づけられ、診断結果に基づき耐震化に努めるよう定められている。
1-12, 1-18 5-4, 5-14 5-15	特定生産緑地	生産緑地法第 10 条の 2 に基づき、申出基準日（生産緑地地区指定告示の日から起算して 30 年を経過する日）が近く到来することとなる生産緑地のうち、申出基準日以後においてもその保全を確実にすることが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、所有者等の意向を基に地方公共団体が特定生産緑地として指定できる制度。特定生産緑地に指定されると、生産緑地の買取申出をできる期日が 10 年延期されるとともに、生産緑地で適用を受けていた税制優遇等の措置が継続される。
1-5, 5-4 6-13	特別用途地区	都市計画法に基づく、地域地区の 1 つで、その地区の特性にふさわしい土地利用の推進、環境の保護など特別の目的を実現するため、用途地域で定める制限を強化または緩和することができる。
5-15	特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、良好な自然環境や風致景観を有するものなど、一定の要件に該当する緑地を保全するために、地方公共団体が都市計画に定める地区。地区の指定により所有者の税金の優遇・管理負担の軽減及び地域の人々による緑地の活用などを図る。
4-4, 5-4	都市開発諸制度	公開空地等の公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して容積率等を緩和する制度で、「総合設計」「再開発等促進区を定める地区計画」「特定街区」「高度利用地区」の 4 つの制度を指す。
1-3, 1-10 1-11, 4-7 5-4, 5-10 5-11, 5-12 5-13, 5-18 5-20, 6-5 6-7, 6-8 6-11, 6-14 6-15	都市計画道路	都市計画法において定められる都市施設の一つで、主に交通機能に着目して自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の 4 つに分離されている。都市計画道路が計画されている区域では、将来的に道路整備が円滑に進むように、土地の形質変更や建物の建築に際して一定の制限がかかっている。
1-18, 4-7 5-23, 6-9	都市再生推進法人制度	まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制、人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、支援措置を講じることで積極的な都市の再生を図る制度。
1-20	都市のスポンジ化	都市の内部において空き家や空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態。都市の密度が低下することで、サービス産業の生産性の低下、行政サービスの非効率化、コミュニティの存続危機等、様々な悪影響を及ぼすことが懸念される。

頁	用語	解説
は行		
3-5	パークレット	路上駐車スペース等を活用し、テーブルやベンチなどを設置することで、仮設的ににぎわいの創出や憩いの場の形成を図る取り組み。
5-12	バスロケーションシステム	無線通信や GPS 等でバスの位置情報を収集し、利用者へバスの接近情報を通知したり、バスの定時運行支援を行うためのシステムのこと。
3-9,5-8 5-11,5-20 6-6	バリアフリー	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。
1-21, 5-14 5-15	ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することに由来する。熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念されている。
1-17, 3-9 4-6, 6-7	ビッグデータ	デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等の小型化・低コスト化による IoT の進展によって、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、またセンサー等から得られるようになった膨大なデータのこと。
1-18	P P P	「Public-Private Partnership」の略で、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のこと。
6-6	ブルーキャップ	「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝等の適正化に関する条例」に基づき、平成 14 年から活動開始した、つきまとい勧誘行為の防止を指導するパトロール隊。吉祥寺駅周辺で客引きやスカウト等による勧誘を拒絶するにもかかわらず、執ようにつきまとい勧誘をする者やそれを委託する者に対して、指導や警告等を行う。
1-21, 3-4 5-2	プレイスメイキング	公共空間等を市民が「つかう」発想から、試行錯誤しながら利活用を進めていくことで、その空間に愛着を生む仕掛け。豊かな日常に繋がる質の高い公共空間の回復や創出を意識した取り組みが多い。
6-7	プローブデータ	実際に走行している自動車から得られる走行軌跡情報のこと。車両の位置、速度、その他の車両制御情報が、車載器から車外の情報センターへモバイルデータ通信によって送信される。
5-4,6-4 6-5	文化交流施設	会議場、貸会議室などの会議施設、多目的ホールなどのホール、劇場、美術館、図書館、歴史的建造物等保全・活用施設等の文化施設、ホテル、旅館などの宿泊施設、ショールーム、メディアセンターなどの公開を目的とした施設、大学、ビジネススクール、カルチャースクールなどの教育施設、スポーツクラブ、娯楽レクリエーション施設、屋内貫通通路などの常時一般に開放される建築物の部分。
1-10 5-10	分担率	交通手段分担率の略称。全移動に占める交通手段毎の利用割合のこと。
5-10, 6-10 6-11, 6-14 6-15	補助幹線道路	本プランでは三鷹駅北口地区補助幹線道路（三鷹駅北口に位置する三鷹通りと中町新道間をつなぐ道路）を指す。
5-9, 5-11 5-17, 5-23	歩道状空地	開発事業などに伴い整備される歩道状の空地のこと。

頁	用語	解説
5-9, 6-6	ホワイトイーグル	市民生活の安全を確保するため、平成 14 年度に設置された安全パトロール隊で、市内において、青色回転灯を装備した車両によりパトロール活動を行う。小・中学校、子ども施設等を対象とした立ち寄り警戒や公園、福祉関係施設等を対象とした周辺警戒を実施する。
ま行		
1-16, 5-12	Ma a S	「Mobility as a Service」の略。利用者が多様なモビリティサービス（鉄道・バス・タクシー・自転車・自動車・カーシェアリング等）に対して、1つのサービスとしてアクセスし自由に選択できるようにすること。
1-3, 3-9 4-7, 5-11 5-12, 6-2	ムーバス	バス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者の方等が気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている本市の「コミュニティバス」の愛称。運賃を 100 円の均一料金にし、高齢者の方の歩行距離を考慮した 200m 平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど利用しやすさ、使いやすさに配慮している。
1-3, 1-4 1-12, 5-15 5-16, 6-10	武蔵野クリーンセンター	昭和 59 年に運用を開始した本市のごみ処理施設。焼却処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設を備え、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみを処理している。現在の施設は平成 29 年に稼働を開始した。
1-3, 3-10	武蔵野市方式	「市民参加」「議員参加」「職員参加」による策定をはじめとする、長期計画を中心とした計画的市政運営に関わるシステムのこと。
3-9, 4-6 5-11, 5-18 5-20, 5-23 6-6, 6-7 6-8, 6-15	無電柱化	電線類の地中化等の方法により、道路上の電柱や電線の設置を抑制し、撤去すること。都市防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出といった効果がある。
や行		
5-11	ユニバーサル社会	年齢・性別・障害の有無・文化の違い等に関わりなく、誰もが地域社会の一員としてかわりながら、安心感をもち健康的に暮らすことができる社会のこと。
5-12	ユニバーサルデザイン	「バリアフリー」は、障害によりもたらされるバリアに対処するとの考え方であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」（どこでも、誰でも、自由に、使いやすく）は、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
5-19	要緊急安全確認大規模建築物	昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準で建築された建築物で、「病院、店舗、旅館など、不特定多数の者が利用する大規模建築物」「小学校や老人ホームなど、避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物」「火薬類や石油類など、一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場」のいずれかに該当するもの。所有者に対し、耐震診断を実施し、その診断結果の報告を義務付け、所管行政庁がその結果を公表することとされている。
1-5, 1-8 4-6, 5-3 5-4, 5-5 5-6, 6-6 6-11, 6-13 6-19	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の 1 つで、都市地域の土地利用の合理的利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の用途規制や形態制限する制度のこと。

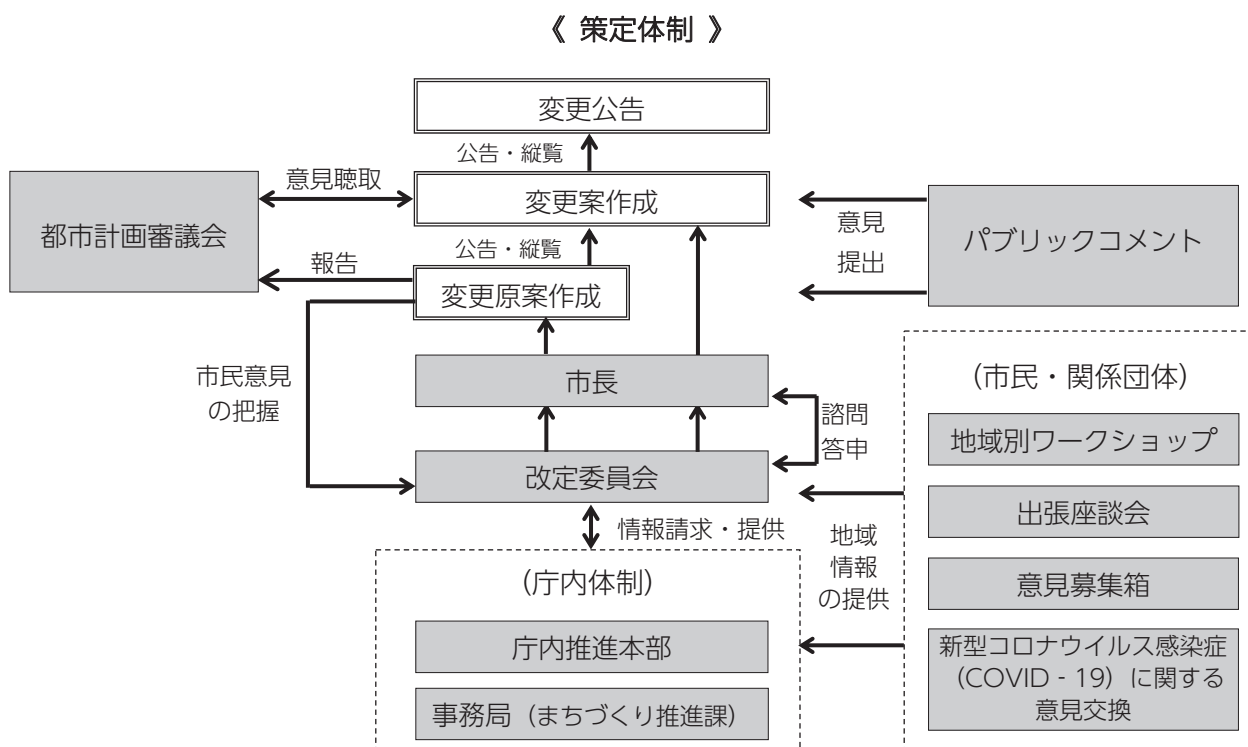
頁	用語	解説
ら行		
1-18, 1-20 5-4	立地適正化計画	居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導を図り、持続可能な都市を形成するための計画のこと。
3-5, 5-23 6-5, 6-8 6-9	リノベーション	建築・不動産（公共空間も含む）の遊休ストックを活用して、対象となる建築・不動産の物的環境を改修等によって改善するだけでなく、当該建築・不動産に対して新しいライフスタイルの提示、新産業や雇用の創出、コミュニティの再生、エリアへの波及効果などの新たな価値を同時に組み込むことを指す。
1-21	リノベーションまちづくり	空き家や空き店舗等を地域の資源と捉え、必要最小限の投資を行い再生（リノベーション）することで、まちの活力を取り戻すような取り組み。
5-5	緑地協定	都市緑地法に基づき、一団の土地または道路・河川等に隣接する土地の所有者等が、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全または緑化に関する協定のこと。
1-5	緑視率	樹木・草地・壁面緑化・プランターの緑を対象とし、ある地点における「見た目」の緑の割合。25%以上で「緑が多い」と感じるとされる。本市では、緑の量の指標である緑被率とともに緑視率を豊かな緑の指標の一つとして捉えている。
5-15, 6-3 6-8, 6-17	緑被率	一定の区域に占める緑被地の面積割合。本市では、東京都の「緑被率標準調査マニュアル」に準拠して調査し、樹木地、草地、農地などを緑被地として、航空写真により測定している。
5-15	緑化地域制度	都市計画法に基づく地域地区の1つで、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度のこと。
1-3, 1-4 6-16, 6-17	連続立体交差事業	連続立体交差事業は、都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。 市内においては、ＪＲ中央線の三鷹駅－立川駅間の13.1 kmの高架化が平成22年、西武多摩川線の武蔵境駅付近約0.9 kmの高架化が平成18年に完了した。

2 策定経過

(1) 検討体制

改定に当たっては、都市計画や公園緑地、交通、地域金融などの学識経験者と公募市民、行政委員で構成した改定委員会を設置し、令和元年8月から令和3年6月までに8回開催しました。また、市民意見を反映するため、地域別ワークショップや出張座談会等を開催するとともに、まちづくり条例で定めた改定手続きに従い、公告・縦覧による市民意見の聴取（パブリックコメント）を2回行いました。

庁内においては、まちづくり推進課を事務局として、庁内推進本部を設置し全庁的な体制の下で検討を行いました。



■武蔵野市都市計画マスタープラン改定委員会

	氏 名	所 属
学 識 経 験 者	柳沢 厚 ◎	Cーまち計画室代表
	保井 美樹 ○	法政大学 現代福祉学部・人間社会研究科 教授
	阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授
	大沢 昌玄	日本大学 理工学部 土木工学科 教授
	長島 剛	多摩大学 経営情報学部 教授
市 民 委 員	墨 昭宏	公募市民
	舟木公一郎	公募市民
行 政	恩田 秀樹	武蔵野市 副市長

◎ 委員長 ○ 副委員長

■策定までの経緯

年月		会議名	市民参加	主な議題
令和元 年度	8月	第1回 改定委員会		改定方針、地域特性と社会状況
	9月	第2回 改定委員会		地域特性と社会状況、全体構想等
	11月		地域別ワークショップ (11/4 吉祥寺 11/9 武蔵境 11/24 三鷹)	市民が描く未来像
		第3回 改定委員会		市民が描く未来像、全体構想等
	11月～		出張座談会	市民が描く未来像
	1月		地域別ワークショップ (1/11 3地域合同)	市民が描く未来像
令和2 年度	5月	第4回 改定委員会		市民が描く未来像、まちの将来像 全体構想等
	7月	第5回 改定委員会		まちの将来像、計画骨子、新型コロナ ウイルス感染症への対応
			新型コロナウイルス 感染症（COVID - 19）に関する意見交 換	新型コロナウイルス感染症により 都市空間に求められること 等
	8月	第6回 改定委員会		計画素案、意見交換結果
	1月	第7回 改定委員会		計画原案
	2月		パブリックコメント、 オープンハウス	計画原案の公告・縦覧
	3月		都市計画審議会	計画原案の報告
	6月	第8回 改定委員会		計画案
令和3 年度	7月		改定委員会から市長へ答申 パブリックコメント	計画案 計画案の公告・縦覧
	9月		都市計画審議会	計画案の意見聴取

3 市民参加の記録

(1) 既往調査

本市では市民の皆様からご意見をお伺いする機会として、市政アンケートや市民意識調査等を定期的実施しているほか、第六期長期計画の策定等の機会に合わせてワークショップやパブリックコメントも実施しています。

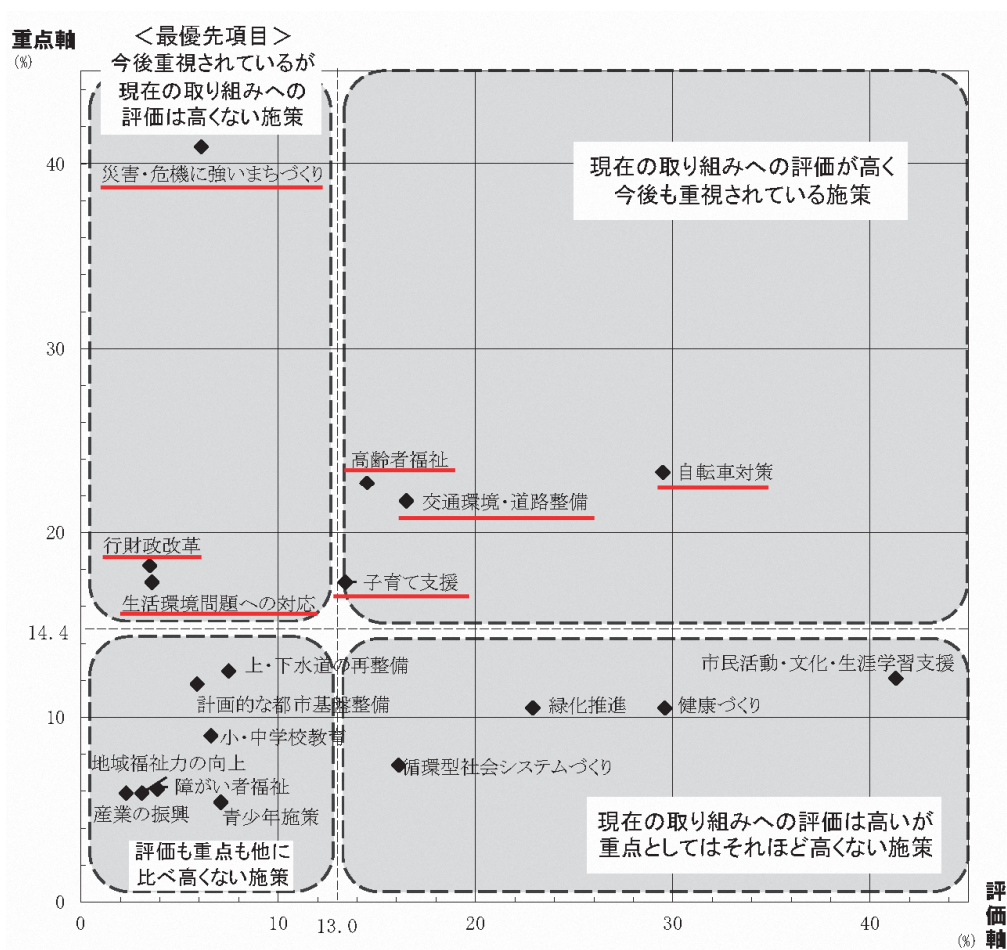
意見を把握した調査

- ①市政アンケート（平成 30 年）
回収数 4,814 件 対象 市内に居住する全世帯
- ②市民意識調査（令和 2 年）
回収数 1,805 件 対象 市内在住 18 歳以上の市民（無作為抽出）
- ③第六期長期計画市民ワークショップ（平成 31 年）
参加者数 計 79 名 対象 市内在住 18 歳以上の市民（無作為抽出）
- ④中高生世代広場（平成 30 年度第 1 フォール）
参加者数 計 30 名 対象 市内在住・在学の中学生・高校生の世代

主な結果

■市政アンケート（平成 30 年）

《 施策に関する意見（評価施策と重点施策のクロス分析） 》



(2)地域別ワークショップ

公募の市民を対象に、イラストをまじえて市民が思い描く未来像を作成するワークショップを実施しました。未来像は、技術革新等の将来的な社会動向を確認しながら、地域別に検討・作成し、全地域合同で発表・共有しながら最終的な取りまとめを行いました。

■実施概要

	地域	開催日	開催場所
第 1 回	吉祥寺	令和元年 11 月 4 日（振休）	武蔵野公会堂
	武蔵境	令和元年 11 月 9 日（土）	武蔵野スイングホール
	三鷹	令和元年 11 月 24 日（日）	武蔵野市役所
第 2 回	全地域共通	令和 2 年 1 月 11 日（土）	アトレ吉祥寺

参加者数 第 1 回 31 名

第 2 回（ワークショップ参加者 21 名、パネル閲覧者約 80 名）

■プログラム

	実施内容
第 1 回	・趣旨説明、市の現状の紹介 ・地域の大切な場所の検討 ・まちの未来像の検討 ・結果の共有
第 2 回	・第 1 回ワークショップの振り返り（意見の追加、未来像の共有・共感） ・未来像の展示・発表、改定委員からのコメント



第 2 回地域別ワークショップの様子

(3)出張座談会

市民団体などを対象に、日ごろの活動内容を踏まえ、これからのまちに期待することや未来像について意見交換を実施しました。

■実施概要

No	分類	実施日	団体名称
1	コミュニティセンター	令和元年12月3日	東部まちづくり協議会、本町コミュニティセンター協議会
2		令和元年12月12日	本宿コミュニティ協議会
3		令和元年12月19日	西部コミュニティ協議会
4		令和元年12月23日	吉祥寺北コミュニティ協議会
5		令和2年1月6日	吉祥寺東コミュニティ協議会
6		令和2年1月8日	けやきコミュニティ協議会
7		令和2年1月8日	吉祥寺南町コミュニティ協議会
8		令和2年1月8日	中央コミュニティ協議会
9		令和2年1月13日	御殿山コミュニティ協議会
10		令和2年1月15日	桜堤コミュニティ協議会
11		令和2年1月15日	西久保コミュニティ協議会
12		令和2年1月16日	関前コミュニティ協議会
13		令和2年1月23日	吉祥寺東コミュニティ協議会（九浦のつどい）
14		令和2年1月31日	緑町コミュニティ協議会
15		令和2年2月7日	境南コミュニティ協議会
16		令和2年2月13日	吉祥寺西コミュニティ協議会
17	福祉関連	令和元年11月22日	障害者支援施設長
18		令和元年11月29日	老人クラブ連合会
19		令和元年11月29日	子育て関連団体
20		令和元年12月5日	障害者福祉協議会
21		令和元年12月13日	地域自立支援協議会障害当事者部会
22	まちづくり等	令和元年12月16日	むさしの地区外環問題協議会
23		令和2年1月7日	ジモッピーネット
24		令和2年1月17日	NPO 法人市民まちづくり会議・むさしの
25		令和2年1月20日	北口デザイン・プラス
26		令和2年1月21日	三鷹北口地区まちづくり準備会、マルシェ実行委員会
27	事業者等	令和元年11月21日	市内の交通事業者
28		令和2年1月16日	株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂
29		令和2年1月28日	市内の農業従事者
30		令和2年1月29日	成蹊大学
31		令和2年1月31日	株式会社アトレ 吉祥寺店
32		令和2年2月12日	武蔵野商工会議所
33		令和2年3月27日	亜細亜大学
34	その他	令和元年12月10日	武蔵野市の文化を考える市民の会
35		令和2年1月14日	東京武蔵野シティフットボールクラブ (令和3年より東京武蔵野ユナイテッドフットボールクラブ)
36		令和2年1月20日	武蔵野の森を育てる会

参加者数 36 団体、413 名

■ご参加いただいた団体の方々



東部まちづくり協議会、
本町コミュニティセンター協議会



西部コミュニティ協議会



吉祥寺東コミュニティ協議会



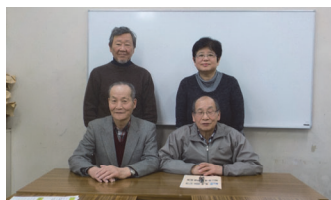
吉祥寺南町
コミュニティ協議会



御殿山コミュニティ協議会



西久保コミュニティ協議会



緑町コミュニティ協議会



境南コミュニティ協議会



障害者支援施設長



子育て関連団体



地域自立支援協議会
障害当事者部会



ジモッピネット



北口デザイン・プラス



市内の交通事業者



市内の農業従事者



株式会社アトレ 吉祥寺店



亜細亜大学



東京武蔵野シティフットボールクラブ
(令和3年より東京武蔵野ユナイ
テッドフットボールクラブ)

他 18 団体

(4)新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する意見交換

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、都市空間に求められることなどについて意見交換を行いました。

■実施概要

<出張座談会、意見募集箱>

No	分類	実施日	団体名称
1	市民団体等 2団体	令和2年7月17日	NPO法人 市民まちづくり会議・むさしの
2		令和2年8月6日	在宅医療介護連携支援室
3	企業等 1団体	令和2年7月20日	横河電機株式会社
4	商業・事業者 6団体	令和2年7月13日	市内の交通事業者
5		令和2年7月28日	武蔵境商店会連合会
6		令和2年7月29日	吉祥寺活性化協議会
7		令和2年7月29日	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
8		令和2年7月31日	株式会社イトーヨーカ堂
9		令和2年8月6日	中央地区商店会連合会
10	意見募集箱 1通	令和2年7月7日 ～7月31日	市内在住・在勤・在学者
合計 9団体 36名			

<事業者ヒアリング>

実施時期：2020年7月

ヒアリング先：不動産事業者

(5)意見募集箱

市民が都市計画マスタープランに対する意見を気軽に投稿する機会として、意見募集箱を設置しました。

■実施概要

意見収集方法	・まちづくり推進課窓口での意見募集箱の設置 ・メールでの募集
設置期間	令和元年11月～令和2年1月

意見数 7件

(6)オープンハウス

武蔵野市都市計画マスタープラン 2021（原案）のパブリックコメント実施に合わせて、原案の周知及び市民・来街者の意見を収集することを目的にオープンハウスを実施しました。

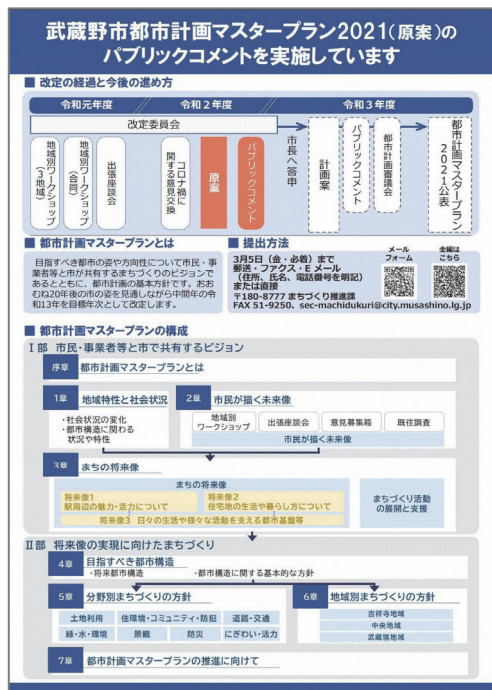
■実施概要

開催日	<1日目> 令和3年2月20日（土）午前10時～午後4時 <2日目> 令和3年2月21日（日）午前10時～午後4時
場所	アトレ吉祥寺 東館B1 ゆらぎの広場（2日間共通）

参加者数 パネル閲覧 211 名



《 展示したパネルの一部 》



(7)パブリックコメント

武蔵野市都市計画マスタープラン 2021 を作成するにあたり、広く市民等から意見を求めパブリックコメントを実施しました。

■武蔵野市都市計画マスタープラン 2021（原案）

意見募集期間

令和3年2月5日から3月5日まで

総意見数

47 名の方から 241 件の意見を受領しました。

■武蔵野市都市計画マスタープラン 2021（案）

意見募集期間

令和3年7月27日から8月10日まで

総意見数

23 名の方から 113 件の意見を受領しました。